

公表用

26建企第574号
平成27年3月13日

各 位

長 崎 県 土 木 部

長崎県建設工事共通仕様書の改定について

標記について、平成26年4月版として適用しているところですが、諸基準の改定等に対応するため、下記のとおり改定しました。

記

1. 改定図書 長崎県建設工事共通仕様書（平成27年4月）
2. 改定内容 別紙「改定箇所一覧表」による
3. 適用年月日 平成27年4月1日以降に、入札執行通知または公告する工事から適用する。

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H27. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-4～ 共-1-5	<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 安全管理 (5) 指定機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法（主要機械、主要船舶、仮設備計画及び工事用地等を含む） (8) 施工管理計画（施工管理担当者氏名を含む） (9) 緊急時の体制及び対応 (10) 交通管理 (11) 環境対策 (12) 現場作業環境の整備 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) その他 	<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 安全管理 (5) 指定機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法（主要機械、主要船舶、仮設備計画及び工事用地等を含む） (8) 施工管理計画（施工管理担当者氏名を含む） (9) 緊急時の体制及び対応 (10) 交通管理 (11) 環境対策 (12) 現場の就業時間 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) その他 	<p>追記 追記による番号の変更</p>
共-1-7	<p>1-1-13 下請契約書及び下請代金内訳書</p> <p>(1) 受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。</p> <p>また、受注者は、下請契約の請負代金額が250万円以上の場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書（提出書類様式集の記載例の内容を満足したもの）の写しを添付したものを下請契約後、速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみ変更の場合はこの限りではない。</p>	<p>1-1-13 下請契約書及び下請代金内訳書</p> <p>(1) 受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。</p> <p>また、受注者は、下請契約を締結した場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書（提出書類様式集の記載例の内容を満足したもの）の写しを添付したものを下請契約締結後、速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみ変更の場合はこの限りではない。</p>	<p>入契法の改正に伴う変更</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H27. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-7	<p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上（建設工事が建築一式工事である場合においては、4,500万円以上）になる場合施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、第1項の受注者は、施工体系図「揭示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3. 第1項及び第2項の受注者は、発注者から、工事の施工の技術上の監理をつかさどる者（監理技術者または主任技術者）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。</p> <p>4. 第1項及び第2項において、提出または揭示するとされた受注者は、施工体制台帳及び再下請負通知書並びに施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出並びに揭示物の変更をしなければならない。</p>	<p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために、下請負契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、下請契約を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、第1項の受注者は、施工体系図「揭示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3. 第1項及び第2項の受注者は、発注者から、工事の施工の技術上の監理をつかさどる者（監理技術者または主任技術者）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。</p> <p>4. 第1項及び第2項において、提出または揭示するとされた受注者は、施工体制台帳及び再下請負通知書並びに施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出並びに揭示物の変更をしなければならない。</p>	<p>入契法の改正に伴う変更</p>
共-1-9 ～共1-10	<p>1-1-17 工事の一時中止</p> <p>3. 前1項及び2項の場合において、受注者は工事全体の施工を一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p>	<p>1-1-17 工事の一時中止</p> <p>3. 前1項及び2項の場合において、受注者は工事全体の施工を一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p>	<p>変更</p>
共-1-25	<p>1-1-36 環境対策</p> <p>6. 受注者は、工事の施工にあたり表1-31に示す建設機械を使用する場合は、表1-3の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p>	<p>1-1-36 環境対策</p> <p>6. 受注者は、工事の施工にあたり表1-31に示す建設機械を使用する場合は、表1-3の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p>	<p>脱字の修正</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H27. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-27 ~共1-30	<p>1-1-39 諸法令の遵守</p> <p>(24) 漁港漁場整備法 (平成23年8月改正 法律第105号) (25) 下水道法 (平成23年12月改正 法律第122号) (26) 航空法 (平成23年5月改正 法律第54号) (27) 公有水面埋立法 (平成16年6月改正 法律第84号) (28) 軌道法 (平成18年3月改正 法律第19号) (29) 森林法 (平成24年6月改正 法律第42号) (30) 環境基本法 (平成24年6月改正 法律第47号) (31) 火薬類取締法 (平成23年6月改正 法律第74号) (32) 大気汚染防止法 (平成23年8月改正 法律第105号) (33) 騒音規制法 (平成23年12月改正 法律第122号) (34) 水質汚濁防止法 (平成23年8月改正 法律第105号) (35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成23年8月改正 法律第105号) (36) 振動規制法 (平成23年12月改正 法律第122号) (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成24年8月改正 法律第53号) (38) 文化財保護法 (平成23年5月改正 法律第37号) (39) 砂利採取法 (平成23年7月改正 法律第84号) (40) 電気事業法 (平成24年6月改正 法律第47号) (41) 消防法 (平成24年6月改正 法律第38号) (42) 測量法 (平成23年6月改正 法律第61号) (43) 建築基準法 (平成24年8月改正 法律第67号) (44) 都市公園法 (平成23年12月改正 法律第122号) (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成23年8月改正 法律第105号) (46) 土壌汚染対策法 (平成23年6月改正 法律第74号) (47) 駐車場法 (平成23年12月改正 法律第122号) (48) 海上交通安全法 (平成21年7月改正 法律第69号) (49) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号) (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成24年9月改正 法律第89号) (51) 船員法 (平成24年9月改正 法律第87号) (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成20年5月改正 法律第26号) (53) 船舶安全法 (平成24年9月改正 法律第89号) (54) 自然環境保全法 (平成23年8月改正 法律第105号) (55) 自然公園法 (平成23年8月改正 法律第105号) (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成21年6月改正 法律第51号) (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成15年7月改正 法律第119号) (58) 河川法施行法 (平成11年12月改正 法律第160号) (59) 技術士法 (平成23年6月改正 法律第74号) (60) 漁業法 (平成23年5月改正 法律第35号) (61) 空港法 (平成23年8月改正 法律第105号) (62) 計量法 (平成23年8月改正 法律第105号)</p>	<p>1-1-39 諸法令の遵守</p> <p>(24) 水路業務法 (平成19年6月改正 法律第77号) (25) 漁港漁場整備法 (平成23年8月改正 法律第105号) (26) 下水道法 (平成23年12月改正 法律第122号) (27) 航空法 (平成23年5月改正 法律第54号) (28) 公有水面埋立法 (平成16年6月改正 法律第84号) (29) 軌道法 (平成18年3月改正 法律第19号) (30) 森林法 (平成24年6月改正 法律第42号) (31) 環境基本法 (平成24年6月改正 法律第47号) (32) 火薬類取締法 (平成23年6月改正 法律第74号) (33) 大気汚染防止法 (平成23年8月改正 法律第105号) (34) 騒音規制法 (平成23年12月改正 法律第122号) (35) 水質汚濁防止法 (平成23年8月改正 法律第105号) (36) 湖沼水質保全特別措置法 (平成23年8月改正 法律第105号) (37) 振動規制法 (平成23年12月改正 法律第122号) (38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成24年8月改正 法律第53号) (39) 文化財保護法 (平成23年5月改正 法律第37号) (40) 砂利採取法 (平成23年7月改正 法律第84号) (41) 電気事業法 (平成24年6月改正 法律第47号) (42) 消防法 (平成24年6月改正 法律第38号) (43) 測量法 (平成23年6月改正 法律第61号) (44) 建築基準法 (平成24年8月改正 法律第67号) (45) 都市公園法 (平成23年12月改正 法律第122号) (46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成23年8月改正 法律第105号) (47) 土壌汚染対策法 (平成23年6月改正 法律第74号) (48) 駐車場法 (平成23年12月改正 法律第122号) (49) 海上交通安全法 (平成21年7月改正 法律第69号) (50) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号) (51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成24年9月改正 法律第89号) (52) 船員法 (平成24年9月改正 法律第87号) (53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成20年5月改正 法律第26号) (54) 船舶安全法 (平成24年9月改正 法律第89号) (55) 自然環境保全法 (平成23年8月改正 法律第105号) (56) 自然公園法 (平成23年8月改正 法律第105号) (57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成21年6月改正 法律第51号) (58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成15年7月改正 法律第119号) (59) 河川法施行法 (平成11年12月改正 法律第160号) (60) 技術士法 (平成23年6月改正 法律第74号) (61) 漁業法 (平成23年5月改正 法律第35号) (62) 空港法 (平成23年8月改正 法律第105号) (63) 計量法 (平成23年8月改正 法律第105号)</p>	<p>水路業務法の追加 (港湾工事共通仕様書より) 追記による番号の変更</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H27. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-27 ～共1-30	<p>(63) 厚生年金保険法（平成24年8月改正 法律第63号）</p> <p>(64) 航路標識法（平成16年6月改正 法律第84号）</p> <p>(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成14年2月改正 法律第1号）</p> <p>(66) 最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）</p> <p>(67) 職業安定法（平成24年8月改正 法律第53号）</p> <p>(68) 所得税法（平成24年3月改正 法律第16号）</p> <p>(69) 水産資源保護法（平成22年6月改正 法律第41号）</p> <p>(70) 船員保険法（平成24年9月改正 法律第87号）</p> <p>(71) 著作権法（平成24年6月改正 法律第43号）</p> <p>(72) 電波法（平成23年6月改正 法律第74号）</p> <p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成24年4月改正 法律第27号）</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成23年5月改正 法律第47号）</p> <p>(75) 農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法（平成23年12月改正 法律第122号）</p> <p>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月法律第51号）</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月改正 法律第18号）</p> <p>(79) 警備業法（平成23年6月改正 法律第61号）</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成24年6月改正 法律第42号）</p> <p>(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成23年12月改正 法律第122号）</p> <p>(82) 建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）（平成18年技 第118号）</p>	<p>(64) 厚生年金保険法（平成24年8月改正 法律第63号）</p> <p>(65) 航路標識法（平成16年6月改正 法律第84号）</p> <p>(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成14年2月改正 法律第1号）</p> <p>(67) 最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）</p> <p>(68) 職業安定法（平成24年8月改正 法律第53号）</p> <p>(69) 所得税法（平成24年3月改正 法律第16号）</p> <p>(70) 水産資源保護法（平成22年6月改正 法律第41号）</p> <p>(71) 船員保険法（平成24年9月改正 法律第87号）</p> <p>(72) 著作権法（平成24年6月改正 法律第43号）</p> <p>(73) 電波法（平成23年6月改正 法律第74号）</p> <p>(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成24年4月改正 法律第27号）</p> <p>(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成23年5月改正 法律第47号）</p> <p>(76) 農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）</p> <p>(77) 毒物及び劇物取締法（平成23年12月改正 法律第122号）</p> <p>(78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月法律第51号）</p> <p>(79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月改正 法律第18号）</p> <p>(80) 警備業法（平成23年6月改正 法律第61号）</p> <p>(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成24年6月改正 法律第42号）</p> <p>(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成23年12月改正 法律第122号）</p> <p>(83) 建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）（平成18年技 第118号）</p>	
共-1-34	<p>港湾工事等海上起重作業船団長配置要領</p> <p style="text-align: center;">平成13年3月30日国港建第96号 港湾局長から各地方整備局長あて</p> <p>3. 海上起重作業管理技士の配置</p> <p>請負者は、別表に示す海上起重作業船団の船団長には、社団法人日本海上起重技術協会の行う「海上起重作業管理技士」認定試験に合格した者（以下「管理技士」という。）を配置するものとする。</p> <p>なお、船団長に管理技士を配置できない場合は、当該船団の本船長としての乗船経歴を監督職員に提出し、これと同等以上の能力を有する者として承諾を得るものとする。</p> <p>4. 実施体制の表示</p> <p>請負者は、別表に示す海上起重作業船団毎に、船団長に配置する者の氏名を施工計画書に記載するものとする。</p> <p>5. 資格証明書等の携行</p> <p>請負者は、海上起重作業船団に配置した船団長に対し、その者が管理技士であることまたは管理技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。</p>	<p>港湾工事等海上起重作業船団長配置要領</p> <p style="text-align: center;">平成13年3月30日国港建第96号 一部改正 平成25年3月25日国港技第117号</p> <p>3. 船団長の配置</p> <p>受注者は、別表に示す海上起重作業船団の船団長には、10年以上の乗船実務経験と3年以上の指揮・監督経験を有する者、もしくはこれと同等以上の能力を有する者として監督職員の承諾を得た者を配置するものとする。</p> <p>なお、建設業法施行規則に基づく登録海上起重基幹技能者については、上記乗船実務経験を有する者とみなす。</p> <p>4. 実施体制の表示</p> <p>受注者は、別表に示す海上起重作業船団毎に、船団長に配置する者の氏名を施工計画書に記載するものとする。</p> <p>5. 資格証明書等の携行</p> <p>受注者は、海上起重作業船団に配置した船団長に対し、その者が船団長としての能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。</p>	<p>「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領」の改正</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H27. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-2-2	<p>第2節 工事材料の品質</p> <p>7. 受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>第2節 工事材料の品質</p> <p>7. 受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。</p>	脱字の修正
共-3-14	<p>3-3-14 桁製作工 (2) 工 作</p> <p>③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、により行うものとする。</p> <p>なお、自動ガス切断以外の切断方法とする場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、ファイラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート、補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。</p>	<p>3-3-14 桁製作工 (2) 工 作</p> <p>③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、により行うものとする。</p> <p>なお、自動ガス切断以外の切断方法とする場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、ファイラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート、補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。</p>	誤謬の修正
共-3-16	<p>(6) 材片の組合わせ精度</p> <p>① 開先溶接 ルート間隔の誤差：規定値±1.0mm以下 板厚方向の材片の偏心：$t \leq 50$ 薄い方の板厚の10%以下 $50 < t \leq 5$ mm以下</p> <p>② すみ肉溶接 材片の密着度：1.0mm以下</p>	<p>(6) 材片の組合わせ精度</p> <p>① 開先溶接 ルート間隔の誤差：規定値±1.0mm以下 板厚方向の材片の偏心：$t \leq 50$薄い方の板厚の10%以下 $50 < t \leq 5$ mm以下</p> <p>② すみ肉溶接 材片の密着度：1.0mm以下</p>	改行の修正
共-5-1	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】（平成25年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】（平成25年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について平成14年7月31日） 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日） 土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19年8月） 公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成21年9月）</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】（平成25年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】（平成25年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について平成14年7月31日） 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日） 土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19年8月） 公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成21年9月） 長崎県におけるフライアッシュコンクリートの配合・製造及び施工指針（平成27年1月）</p>	「長崎県におけるフライアッシュコンクリートの配合・製造及び施工指針」の策定による追記

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H27. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-25	<p>5-16-6 水セメント比</p> <p>受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、設計図書に定めがある場合を除き、表5-6、表5-7によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>5-16-6 水セメント比</p> <p>受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、設計図書に定めがある場合を除き、表5-6、表5-7によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>なお、セメントの一部と置換して、フライアッシュを混和材として用いる場合には、「水セメント比 (W/C)」を「水結合材比 (W/(C+FA))」に読み替えるものとする。</p>	<p>「長崎県におけるフライアッシュコンクリートの配合・製造及び施工指針」の策定による追記</p>
共-5-26	<p>表5-6 コンクリート構造物の設計基準強度と生コンクリート使用基準の選定方法</p> <p>3. 区分番号④、⑩の適用区域は、河川における高潮区間と海岸区区域とする。</p> <p>4. 区分番号⑤は、粗骨材の最大寸法を100mmとした場合は規格外品とする。</p> <p>5. 区分番号⑧のポストテンション箱桁の片持架設工法の場合は$\sigma_{ck}=40\text{ N/mm}^2$とする。</p> <p>6. 区分番号⑧のポストテンションT桁橋及びプレテンションT桁橋・床版橋の定着部を有する張出床版部の場所打コンクリートは$\sigma_{ck}=30\text{ N/mm}^2$とする。</p> <p>7. 区分番号⑧のポストテンションT桁橋及びプレテンションT桁橋・床版橋の定着部を有しない張出床版部の場所打コンクリートは$\sigma_{ck}=24\text{ N/mm}^2$とする。</p> <p>8. 区分番号⑨の床版コンクリート打設の場合、コンクリートポンプ車を使用する場合でもスランプは8cmを目標として10cmを超えてはならない。</p> <p>9. 区分番号⑩の地覆・壁高欄は、普通ポルトランドセメントを標準とする。ただし、橋台、擁壁上に設置する場合はそれと同等の規格とする。</p> <p>10. 区分番号⑬の潜函井筒に使用するセメントは早強ポルトランドセメントとする。</p> <p>11. 区分番号⑮の水中コンクリートは、最大水セメント比 (W/C) 及び最小セメント量 (C) を指定している。</p> <p>12. 区分番号⑮の深礎工 ($\sigma_{ck}=24\text{ N/mm}^2$) については、標準値であり指定強度ではない。</p> <p>13. コンクリートの耐久性及び塩害対策等現場の特性により、上記により難しい場合は別途考慮する。</p> <p>14. 耐久性より水セメント比、単位セメント量が決められた場合は、σ_{ck}以上の呼び強度が得られる場合があるので注意を要する。</p>	<p>表5-6 コンクリート構造物の設計基準強度と生コンクリート使用基準の選定方法</p> <p>3. セメントの一部と置換して、フライアッシュを混和材として用いる場合には、「最大水セメント比 (W/C)」を「最大水結合材比 (W/(C+FA))」に読み替えるものとする。</p> <p>4. 区分番号④、⑩の適用区域は、河川における高潮区間と海岸区区域とする。</p> <p>5. 区分番号⑤は、粗骨材の最大寸法を100mmとした場合は規格外品とする。</p> <p>6. 区分番号⑧のポストテンション箱桁の片持架設工法の場合は$\sigma_{ck}=40\text{ N/mm}^2$とする。</p> <p>7. 区分番号⑧のポストテンションT桁橋及びプレテンションT桁橋・床版橋の定着部を有する張出床版部の場所打コンクリートは$\sigma_{ck}=30\text{ N/mm}^2$とする。</p> <p>8. 区分番号⑧のポストテンションT桁橋及びプレテンションT桁橋・床版橋の定着部を有しない張出床版部の場所打コンクリートは$\sigma_{ck}=24\text{ N/mm}^2$とする。</p> <p>9. 区分番号⑨の床版コンクリート打設の場合、コンクリートポンプ車を使用する場合でもスランプは8cmを目標として10cmを超えてはならない。</p> <p>10. 区分番号⑩の地覆・壁高欄は、普通ポルトランドセメントを標準とする。ただし、橋台、擁壁上に設置する場合はそれと同等の規格とする。</p> <p>11. 区分番号⑬の潜函井筒に使用するセメントは早強ポルトランドセメントとする。</p> <p>12. 区分番号⑮の水中コンクリートは、最大水セメント比 (W/C) 及び最小セメント量 (C) を指定している。</p> <p>13. 区分番号⑮の深礎工 ($\sigma_{ck}=24\text{ N/mm}^2$) については、標準値であり指定強度ではない。</p> <p>14. コンクリートの耐久性及び塩害対策等現場の特性により、上記により難しい場合は別途考慮する。</p> <p>15. 耐久性より水セメント比、単位セメント量が決められた場合は、σ_{ck}以上の呼び強度が得られる場合があるので注意を要する。</p>	<p>「長崎県におけるフライアッシュコンクリートの配合・製造及び施工指針」の策定による追記</p> <p>追記による番号の変更</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H27. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-27	<p>表5-7 コンクリート構造物の設計基準強度と生コンクリート使用基準の選定方法</p> <p>3. 舗装コンクリートの場合、厚さが10cm未満のときは骨材最大寸法を20mmとする。</p> <p>4. 本表に記載していない工種については一般土木による。</p>	<p>表5-7 コンクリート構造物の設計基準強度と生コンクリート使用基準の選定方法</p> <p>3. セメントの一部と置換して、フライアッシュを混和材として用いる場合には、「最大水セメント比(W/C)」を「最大水結合材比 (W/(C+FA))」に読み替えるものとする。</p> <p>4. 舗装コンクリートの場合、厚さが10cm未満のときは骨材最大寸法を20mmとする。</p> <p>5. 本表に記載していない工種については一般土木による。</p>	<p>「長崎県におけるフライアッシュコンクリートの配合・製造及び施工指針」の策定による追記</p> <p>追記による番号の変更</p>
道-6-1	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>誤謬の修正</p>
港-1-8	<p>第10節 芝・樹木等</p> <p>1-10-1 一般事項</p> <p>芝・樹木等については、第10編植栽工事の規程によるものとする。</p>	<p>第10節 芝・樹木等</p> <p>1-10-1 一般事項</p> <p>芝・樹木等については、第9編植栽工事の規程によるものとする。</p>	<p>誤謬の修正</p>
港-4-48	<p>4-17-6 防食工</p> <p>2. FRPモルタル被膜</p> <p>(5) 受注者は、モルタルライニングの施工を次により行わなければならない。</p> <p>3. ペโตรラタム被膜</p> <p>(4) 受注者は、ペโตรラタムライニングの施工を次により行わなければならない。</p>	<p>4-17-6 防食工</p> <p>2. FRPモルタル被覆</p> <p>(5) 受注者は、モルタル被覆の施工を次により行わなければならない。</p> <p>3. ペโตรラタム被覆</p> <p>(4) 受注者は、ペโตรラタム被覆の施工を次により行わなければならない。</p>	<p>誤謬の修正 表現の変更</p> <p>誤謬の修正 表現の変更</p>
下-1-1	<p>第1節 適用</p> <p>2. 本章に定めのない事項については、第1編共通編第2章材料及び第1編共通編第3章一般施工、(財)下水道新技術推進機構発行の下水道土木工事必携(案)(平成17年4月)の規定によるものとする。</p>	<p>1. 本章に定めのない事項については、第1編共通編第2章材料及び第1編共通編第3章一般施工、(財)下水道新技術推進機構発行の下水道土木工事必携(案)(2014年版)の規定によるものとする。</p>	<p>諸基準の改訂</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H27. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
建-1-1	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準によらなければならない。 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築改修工事標準仕様書（電機設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築木造工事標準仕様書 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 建築物解体工事共通仕様書 国土交通省官庁営繕部監修（平成24年版） 公共建築設備工事標準図（電機設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 建築工事標準詳細図 国土交通省官庁営繕部監修（平成22年版） 敷地調査共通仕様書 建設大臣官房官庁営繕部監修（平成23年版）</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準によらなければならない。 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築改修工事標準仕様書（電機設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築木造工事標準仕様書 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 建築物解体工事共通仕様書 国土交通省官庁営繕部監修（平成24年版） 敷地調査共通仕様書 国土交通省官庁営繕部監修（平成23年版） 建築工事標準詳細図 国土交通省官庁営繕部監修（平成22年版） 公共建築設備工事標準図（電機設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 建築工事標準詳細図 国土交通省官庁営繕部監修（平成22年版） 敷地調査共通仕様書 建設大臣官房官庁営繕部監修（平成23年版）</p>	<p>諸基準の変更</p>
住-1-1	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準によらなければならない。 公共住宅建設工事共通仕様書（平成22年版） 公共住宅標準詳細設計図集（第4版）</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準によらなければならない。 公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年版） 公共住宅標準詳細設計図集（第4版）</p>	<p>諸基準の変更</p>
提出書類 様式集P6	「施工体制台帳」様式の変更		外国人技能実習生及び外国人建設就業者の従事の状況が追加
提出書類 様式集P7	「再下請負通知書」様式の変更		